

# 医学研究科博士課程の学位申請及び学位審査に関する取扱い内規

令和3年4月1日制定

令和4年4月1日改正

令和6年4月1日改正

医学研究科博士課程における学位申請及び学位審査を下記のとおり取扱うこととする。

## (申請要件)

第1条 学位申請を行う者は、次の(1)から(5)の全ての要件を満たすこと。

- (1)「大学院医学研究科教科課程の履修等に関する規程」に定める所定の単位を取得、あるいは取得見込みであること。
- (2) 所定の手続きにより初期・中間審査が終了していること。
- (3) 査読制度のある雑誌に既に掲載されている、あるいは掲載の決まっている原著論文\*の筆頭著者であること。  
※短報 (Letter、Correspondence、Short report 等) は原則除外するが、研究科教務委員会で十分価値があると認められた場合には、受理することがある。
- (4) 参考論文2編以上を有すること (申請者が筆頭あるいは共著者であること。)
- (5) 英語力評価として、次のアからウのいずれかの要件を満たしていること。
  - ア. 入学試験 (英語) または英語試験でA～Cの結果を取得していること。
  - イ. 筆頭演者として海外の学会または国際学会において英語による発表を行ったこと。  
※証明書類として海外の学会または国際学会において英語による発表をしたことが分かる書類 (学会抄録・プログラム等) を提出すること。
  - ウ. 学位論文の筆頭著者として英文論文を執筆していること。

## (申請書類)

第2条 学位申請書類は次のとおりとし、申請者が自ら作成し、分野責任者の校閲、学位論文審査願等への押印を得てから提出する。

- ①学位論文審査願
- ②論文目録
- ③履歴書
- ④戸籍抄本
- ⑤学位論文を掲載する雑誌社からの掲載証明書
- ⑥共著者の承諾書および学位請求者の分担内容 ※1
- ⑦複数筆頭著者理由説明書 ※2
- ⑧学位請求論文提出者概要
- ⑨論文内容の要旨
- ⑩学位論文 4部 ※3
- ⑪参考論文 4部 ※4
- ⑫誓約書、剽窃・盗作検知ソフトによる検知結果 (PDF)
- ⑬本人写真 (モノクロ2枚) ※5
- ⑭審査手数料 (55,000円) ※6

⑮提出物チェックリスト

⑯学位論文の岩手医科大学リポジトリ登録申請書 ※7

⑰学位論文全文のデータ ※8

⑱学位論文を要約したもの ※9

- ※1. 単著論文で学位を申請する場合は提出不要。共著論文で学位を申請する場合は、共著者数にかかる制限は無いが、申請者が筆頭著者であること。また、共著者全員から承諾を得て、研究における各自の役割を明らかにすること。
- ※2. 別に定める複数の筆頭著者による論文を学位請求論文とする場合に提出すること。
- ※3. エックス線写真および顕微鏡写真等、鮮明に印刷（複写）できないものは各4部を縦29.7cm、横21cm以内の台紙（A4）に貼付して提出すること。
- ※4. 参考論文は、2編以上5編以内とする。参考論文とは、学位論文を作成するにあたって参考とした論文のことではなく、申請者がそれまでに発表した論文のことである。学会抄録等はこれにあたらぬ。掲載予定のものは、掲載証明書を提出すること。掲載が決まっていないものは参考論文とは認められない。
- ※5. 本人写真はモノクロとする。写真のサイズは、6cm×6cmとする。服装は正装とし男性は必ずネクタイを着用する。背景は十分に余白をとる。写真の裏面には必ず氏名を記載すること。
- ※6. 審査手数料は現金で納めること。
- ※7. 著作権の帰属先が出版社または学協会の場合は、承諾を得た書類を添付すること。
- ※8. ⑯の「岩手医科大学リポジトリ登録申請書」に記載した登録内容に基づくデータを提出すること。
- ※9. 学位論文全文が公表可能である場合は提出不要。「やむを得ない事由」により、学位論文全文が公表できない場合は別途作成し、提出すること。

(学位審査)

第3条 「医学研究科における指導体制及び研究計画調書の審査に関する要領」に基づき、審査委員による最終試験に合格した者について、医学研究科委員会にて学位審査を行う。

(学位認証と学位授与)

第4条 前条の審査に合格した者に、学長の学位認証の後に学位を授与する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。(学位論文申請要件として原著論文を追加)

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。(学位申請要件等の文言整理)